

業務を行う体制の概要（例）

曜日	営業時間	営業時間外 相談応需時間
月～金	10:00～18:00	18:00～22:00
土	9:00～17:00	17:00～22:00

店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要には、次の内容を記載する必要があります。

- ① 営業時間  
（店頭販売又は特定販売のいずれかを行っている時間）
- ② 営業時間外で相談を受ける時間  
（営業時間外で相談応需が可能な時間）

※曜日によって異なる場合は、曜日毎に書き分けてください。

※②については営業時間外で相談を受ける時間がない場合は、該当する項目は記載しなくても差し支えありません。